

公益社団法人広島県薬剤師会研修室等使用許可規程

第1条 公益社団法人広島県薬剤師会（以下「当会」という。）の研修室及びホール並びに応接室等（以下「研修室等」という。）は、当会会員等の紹介者があるときは、当会が使用しない場合に限り一般のために使用を許可することが出来るものとする。

第2条 前条における研修室等の使用希望者は、次の事項をそなえた書面をもって事前に使用の申し込みを行い、会長の許可を受けなければならない。なお、予約の受け付けは、原則として研修室を使用する日の3か月前から1週間前までとする。

1. 紹介者
2. 使用者の住所、氏名（団体名）、職業（電話番号を含む）
3. 使用の日時
4. 使用室
5. 使用の目的及び方法
6. 参加予定人数及び参加者からの入場料、その他これに類する金銭の徴収の有無
7. その他、管理上特に必要があると認められる事項

第3条 次の各項に該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

1. 公益を害する恐れがあると認めたとき
2. 公序良俗に反する内容と認めたとき
3. 建築物又は、付属物の破損するおそれがあるとき
4. その他、会長において適当でないと認めたとき

第4条 使用物件については、個数、所在及び現状の通り改めて返却し、汚損若しくは破損又は亡失した物件については、その程度、割合に応じて賠償を求めるものとする。

第5条 使用に関しては、すべて当会の指示に従うと共に、次の事項は、これを禁止する。

1. 針、釘等の金具を打つこと
2. 貼り紙等を壁又は柱、戸、その他に貼布すること
3. 喫煙すること（敷地内禁煙）
4. 電話、その他の設備を無断で使用すること
5. 原則として、ホール内で水、日本茶以外のものを飲食すること

第6条 使用料は、原則として前納とし、別に定めるところによる。

第7条 会員使用の場合とは、参加者の中で本会の会員が、その5割以上を占める場合とする。

- ① 使用時間には、準備や後片付けの時間も含むものとする。
- ② 使用時間を延長する場合は、延長する時間帯の使用料を徴収するものとする。

第 8 条 災害時及び緊急に当会が使用する必要が生じた場合は、使用の許可を取り消す場合がある。

第 9 条 本規定の制定及び改廃は理事会の決議により行う。

2 この規程に定めるものの他、この規程の運用について必要な事項は、常務理事会の協議を経て会長がこれを定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 4 月 1 日施行の「公益社団法人広島県薬剤師会研修室使用規程」は廃止する。